

令和7・8年度 江戸川区建設工事競争入札  
格付審査の実施について

江戸川区建設工事競争入札に参加する事業者を対象に、下記のとおり格付審査を実施します。  
記

1 対象業種

土木工事<sup>[注]</sup>、建築工事、電気工事、給排水衛生工事、空調工事、塗装工事、造園工事

[注] 以下の工事を一括して土木工事とします。

道路舗装工事、橋梁工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事

2 対象要件

東京電子自治体共同運営に登録している事業者で、次のいずれかに該当するもの。

江戸川区内に本店を有し、格付対象の業種を申請業種として登録しているもの。

江戸川区内に支店（営業所）を有し、格付対象の業種を申請業種として登録し、かつ、格付審査申請日現在において江戸川区による当該業種の格付を有するもの。

**審査基準日は設けません。申請日現在で対象要件を満たしているかご確認ください。**

3 適用期間

令和7年10月1日～令和9年9月30日

適用開始日より前に発注票を公表した案件は、令和5・6年度の格付を適用します。

4 格付基準

江戸川区指名参加登録業者（工事請負業者）の格付について（運用）

令和7・8年度 江戸川区指名参加登録業者格付基礎数値表

各等級の基準点表

5 提出書類

江戸川区建設工事競争入札 格付審査申請書

必要な添付書類一式とともに、左上1箇所ドホッチキス留めして提出してください。

6 提出方法

書留等、発送の記録が残る方法でお送りください。

7 提出先

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区総務部契約課契約係

8 提出期限

**令和7年8月29日（金）必着**

9 注意事項

行政書士等、代理人による申請の場合は、委任状を同封してください。

また、複数社の代理申請を行う場合は、会社ごとに封筒を分けてください。

本申請に関して虚偽の申告があった場合は、格付の取消、指名停止などのペナルティを課す場合があります。

実績報告書の記入等でご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

江戸川区総務部契約課契約係

電話 03-5662-1005（直通）

担当：永田、高橋

江戸川区指名参加登録業者（工事請負業者）の格付について（運用）

1 格付する業種

以下の7業種について格付を行う。

なお、原則として1業者につき1業種の格付を付与する。

土木工事（道路舗装工事、橋梁工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事を一括して土木工事として格付する。）

建築工事

電気工事

給排水衛生工事

空調工事

塗装工事

造園工事

2 格付する等級

（1）土木工事、建築工事については、A・B・C・D・Eの5等級とする。

（2）電気工事については、A・B・C・Dの4等級とする。

（3）給排水衛生工事、空調工事、塗装工事、造園工事については、A・B・Cの3等級とする。

3 格付対象とする事業者

次のいずれかに該当する登録業者に格付を付与する。

江戸川区内に本店を有し、格付対象の業種を申請業種として登録しているもの。

江戸川区内に支店（営業所）を有し、格付対象の業種を申請業種として登録し、かつ、格付審査申請日現在において江戸川区による当該業種の格付を有するもの。

4 格付審査方法

（1）審査要素（別紙「格付基礎数値表」による）

経営事項審査の総合評定値（格付審査申請日現在において有効なもの）

・土木工事については、土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート、水道施設のいずれかのうちで最も高いもの。

・空調工事については、管または機械器具設置のいずれか高いもの。

工事成績

入札参加実績  
建設業許可区分  
障害者雇用率  
育児休業制度  
地域貢献  
措置

## (2) 格付方法

上記「(1) 審査要素」について別紙「格付基礎数値表」により、加点または減点する。

等級Aは、許可種類「特定」を得ており、経営事項審査の総合評定値が区の定める基準点を満たしている者に限る。

格付審査期間終了後に新規登録をした格付対象事業者は、随時申請により最下位等級の格付を得ることができる。ただし、格付審査申請により格付を付与された者が、東京電子自治体共同運営の登録有効期限切れにより新規登録する場合においては、申請により前登録時の格付を継承できるものとする。

3 に規定する業者については「準区内」業者として、「審査要素」及び「格付方法」により得られた点数に応じた等級の一等級下位に格付する。

土木工事及び建築工事の登録がある業者については、両業種に格付を付与できるものとする。

給排水衛生工事及び空調工事の登録がある業者については、両業種に格付を付与できるものとする。

## (3) 各等級の基準点

各等級の基準点は別表で定めるものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

## (4) 格付の取消について

破産、会社更生法、民事再生法の申請を行い、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営出来ない状況で区長が経営不振と認める場合。

格付を付された者が、区外に転出した場合。

## (5) 格付の再審査について

等級Aを付されたものが建設業の許可種類について、「特定」から「一般」に変更した場合、その時点で等級Bの格付とする。

民事再生法の認可を受けた場合、新規登録業者として格付する。

区内に本店を置くものが「準区内」業者となった場合、一等級下位の格付とする。

## 令和7・8年度 江戸川区指名参加登録業者 格付基礎数値表

<p>経営事項審査の総合評定値(P点を用いる)</p> <p>1. 経営規模 完成工事高、自己資本額等</p> <p>2. 経営状況 負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量</p> <p>3. 技術力 元請完成工事高、技術職員数</p> <p>4. その他(社会性等) 労働福祉の状況、建設業の営業継続の状況等</p>
<p>工事成績「令和5・6年度の成績」</p> <p>算定基準の基礎数値は、評定を得た工事の工事成績評定書の評定点合計とする。</p> <p>・基礎数値70点以上: (基礎数値 - 69点) × 20点</p> <p>・基礎数値60～69点: 0点</p> <p>・基礎数値60点未満: (基礎数値 - 60点) × 20点</p> <p>&lt;例&gt; 基礎数値82点の場合: <math>(82 - 69) \times 20 = +260</math>点</p> <p>基礎数値58点の場合: <math>(58 - 60) \times 20 = -40</math>点</p>
<p>入札参加実績「令和5・6年度の実績」</p> <p>・参加実績あり: 5点</p> <p>・落札実績あり: 10点</p>
<p>建設業許可区分</p> <p>・特定: 30点</p> <p>・一般: 0点</p>
<p>障害者雇用率</p> <p>障害者の雇用について、法定雇用率を達成しているもの: 10点</p> <p>雇用義務はないが障害者を雇用しているもの: 10点</p>
<p>育児休業制度</p> <p>育児休業制度について法定を上回る制度を導入しているもの: 10点</p>
<p>地域貢献</p> <p>令和5・6年度に地域ボランティア活動または地域行事への協力があるもの。</p> <p>・実績あり(複数年): 10点</p> <p>・実績あり(単年): 5点</p> <p>・実績なし: 0点</p> <p>&lt;例&gt; 清掃活動、防災訓練、防犯・防火パトロール活動、地域まつり 等 社員や役員個人としてではなく、会社としての実績に限る。</p>
<p>措置</p> <p>令和5・6年度に江戸川区より指名停止(工事成績不良による指名停止は除く) 又は出入り禁止を受けたものもの。</p> <p>・措置期間の通算期間 1か月～3か月: -30点</p> <p>・措置期間の通算期間 4か月～6か月: -60点</p> <p>・措置期間の通算期間 7か月～12か月: -90点</p> <p>・措置期間の通算期間 13か月以上: -100点</p>

## 各等級の基準点表

業種	等級	基準点	その他
土 木	A	850点以上	建設業許可「特定」、経審800点以上
	B	750点以上	
	C	650点以上	
	D	550点以上	
	E	549点以下	
建 築	A	850点以上	建設業許可「特定」、経審800点以上
	B	750点以上	
	C	600点以上	
	D	500点以上	
	E	499点以下	
電 気	A	850点以上	建設業許可「特定」、経審800点以上
	B	700点以上	
	C	500点以上	
	D	499点以下	
給排水	A	750点以上	建設業許可「特定」、経審700点以上
	B	600点以上	
	C	599点以下	
空 調	A	750点以上	建設業許可「特定」、経審700点以上
	B	600点以上	
	C	599点以下	
塗 装	A	750点以上	建設業許可「特定」、経審700点以上
	B	550点以上	
	C	549点以下	
造 園	A	750点以上	建設業許可「特定」、経審700点以上
	B	550点以上	
	C	549点以下	

## 江戸川区建設工事競争入札 格付審査申請書

受付番号		令和      年      月      日 提出
会社名称		
代表者職名・氏名		

1	2	3	4		
区分 番号	工事区分	登録業種	経審掲載事項		
			建設工事の種類	総合評定値 (P点)	
1	土木	01 道路舗装工事	土木一式 とび・土工・コンクリート 舗装 水道施設	[      ]	建設業 許可区分 [ 左記P点の うち最高点 ]
		02 橋りょう工事		[      ]	
		03 河川工事		[      ]	
		04 水道施設工事		[      ]	
		05 下水道施設工事		[      ]	
		06 一般土木工事		[      ]	
	建築	07 建築工事	建築一式	[      ]	一般・特定
2	電気	08 電気工事	電気	[      ]	一般・特定
3	給排水衛生	09 給排水衛生工事	管	[      ]	一般・特定
	空調	10 空調工事	管 機械器具設置	[      ] [      ]	一般・特定 [      ]
4	造園	27 造園	造園	[      ]	一般・特定
5	塗装	37 一般塗装	塗装	[      ]	一般・特定
		38 橋りょう塗装			

### 【記入方法】

- 1 格付を希望する区分番号を、      で囲んでください。(一つだけ)
- 2 格付を希望する業種を、「東京電子自治体共同運営」に登録していることをご確認ください。
- 3 格付を希望する工事区分について、取得しているP点を記入してください。
- 4 該当する建設業区分を      で囲んでください。また、選択した工事区分にP点が複数ある場合は、その中の最高点を再掲してください。

### 【添付書類】

- ・「経営事項審査結果通知書」の写し(申請日現在において有効なもの) **必須**  
A4版に縮小してください。  
記載されている建設業許可区分に変更がある場合は、許可通知の写しを添付してください。
- ・「雇用状況・地域活動等実績報告書」 **該当項目がある場合**

# 雇用状況・地域活動等実績報告書

会社名称 \_\_\_\_\_

## 1 障害者の雇用状況

障害者を雇用しているので、以下のとおり報告します。

該当するものに 印	添付書類
従業員 40 人以上の企業 ( ) 法定雇用率を達成している。	従業員 40 人以上の企業 次のいずれかの事業主控えの写し ・ 障害者雇用状況報告書 (様式第 6 号) ・ 障害者雇用調整金支給申請書 (様式第 10 号)
従業員 40 人未満の企業 ( ) 雇用義務はないが障害者を雇用している。	従業員 40 人未満の企業 ・ 従業員の「障害者手帳」の写し及び「雇用契約書」又は「労働条件通知書」などの雇用条件が確認できる書面の写し

## 2 法律で規定する育児休業を上回る制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る制度を導入しているので、以下のとおり報告します。

法律で規定する育児休業を上回る制度の内容	添付書類
【記入例】 法律では 1 歳に満たない子供について育児休業が認められているが、弊社では満 3 歳まで認めている。	「就業規則」の写しなど制度を確認できる書類

## 3 地域ボランティア活動・地域行事への協力

令和 5・6 年度の地域ボランティア活動及び地域行事への協力について、以下のとおり実績を報告します。

活動内容・協力内容	添付書類
【記入例】 ・ 地域まつりへの参加 ・ 地域の防犯・防火パトロールや清掃活動に参加 ( 町会 ) ・ 第 回 江戸川区花火大会協賛金	実績が確認できる書類

<注> 社員・役員個人としてではなく、会社としての実績に限ります。

# 委任状

届出日：令和7年 月 日

江戸川区長 殿

所在地

商号または名称

役職名・代表者氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、令和7・8年度建設工事競争入札格付審査について、下記事項の権限を委任します。

記

所在地

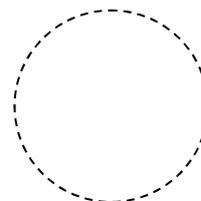
受任者

商号または名称

代理人印

役職名

氏名



## 委任事項

令和7・8年度 建設工事競争入札格付審査申請書の提出